

公共下水道の使用 区域が広がります

6月1日(火)から下水道の使用区域が広がり、
「雨間、草花、菅生、原小宮一丁目、
引田、伊奈、小和田、戸倉」の一部地
域の方も新たに使用できるようになります。



下水道の
使用開始区域図の縦覧

6月1日からの下水道の
使用開始に伴い、関係図書
の縦覧を行います。

期間・時間 5月17日(月)
5月31日(土)・日曜日
(を除く) 午前8時30分
午後5時15分
場所 下水道課
下水道への
接続工事はお早めに

下水道が使用できる区域
にお住まいの方は、下水道
への接続工事をお願いしま
す。
公共下水道の工事が完了
し、使用開始の告示がされ

市からの
調査依頼を装った
事業者にご注意を！

各家庭を訪問し、宅地内
の下水道管の調査・点検に
きました。清掃します
か」など、市と関連のある

と、対象区域の方は、私
費で下水道への接続工事が
必要になります。
し尿浄化槽を使用の方は
できるだけ早く浄化槽を廃
止し、くみ取り便所を使用
の方は3年以内に水洗便所
に改造して下水道へ接続し
てください。

台所や風呂などの雑排水
も接続してください。

私たちの街や川を清潔に
し、健康で快適な暮らしを
していただくために多額の
費用を投じて整備した公共
下水道は、地域ぐるみで利
用することで、その目的が
達成されます。1日も早く
公共下水道への接続工事を
お願いします。

助成制度を

ご利用ください
下水道が使用できる区域
で一定の要件を備えている
方に対し、融資のあつ旋・
利子補給と補助金の助成制
度があります。

かのような、紛らわしい言
葉を使い、営業活動を行っ
ている事業者がいます。市
とは一切関係ありませんの
で、注意してください。宅
地内の下水管は個人の所有
物ですので、維持管理は個
人で行うことになっていま
す。依頼する意思がなけれ
ば、はっきりと断ることが
大切です。

期限(3年)を過ぎると、
助成制度が受けられなく
なります。

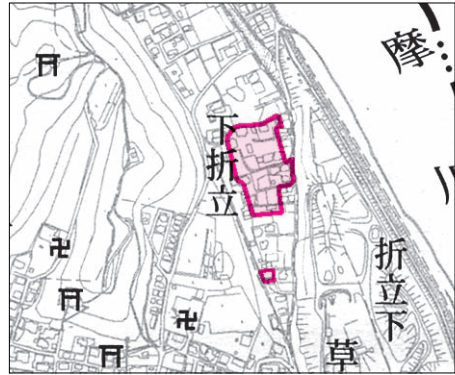
助成の要件
使用開始された区域内の
家屋でその所有者など
使用開始された日から3
年以内に接続工事を行う
方

市税や水道料金などを滞
納していない方
使用開始された区域内で
家屋を新築する方や法人
は、対象外です。
融資のあつ旋・利子補給
対象：融資金の償還能力
があり、都内在住の確実

地図



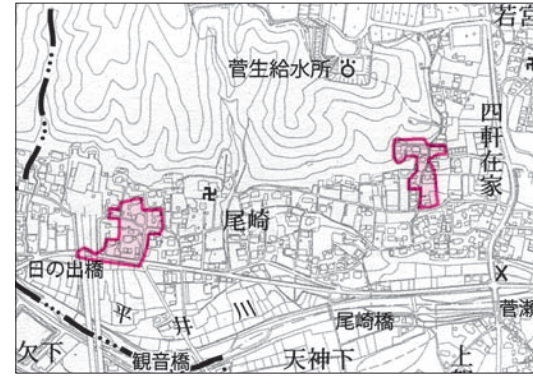
地図



な連帯保証人がいる方
または金融機関の提携する
保証機関の保証を得られ
る方
利子補給額
持ち家(収益を目的とし
た家屋を除く)で接続工
事を行う方：50万円を限
度に融資のあつ旋をし、
この利子の4分の3を利
子補給します。

貸家、アパートの接続工
事を行う方：大便器1個
につき15万円(150万
円を限度)の融資のあつ
旋をし、この利子の2分
の1を利子補給します。

地図



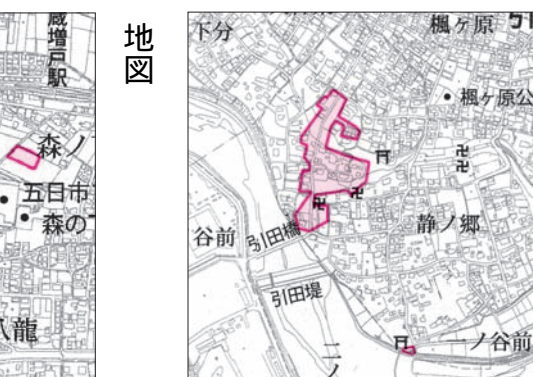
地図



融資取扱い金融機関
り
その銀行、多摩信用金
庫、西武信用金庫、青梅
信用金庫、秋川農業協同
組合の市内各店舗
補助金
対象：生活扶助を受けて
いる家屋の所有者が居住
者全員が市民税の非課税
者で、資金の調達が困難
と認められる家屋所有者
補助金額
*生活扶助を受けている方
：市長が認める接続工事
費の全額
*居住者全員が市民税の非
課税者で、資金の調達が

困難と認められる方：市
長が認める接続工事費の
2分の1の額
申込み方法 工事に着手
する前に、市指定の申請
書に指定下水道工事店の
見積書などを添付し、申
請してください。
排水設備工事の
申し込みは指定下水道
工事店へ

地図



地図



適切な工事が必要です。
このため、一定の技術水
準をもつ市指定の下水道工
事店でないとい事工ができま
せん。指定下水道工事店は
排水設備工事のほか、使用
開始の届けや助成制度に必
要な手続きも行いますので
相談してください(指定下
水道工事店の一覧表は、お
問い合わせください)。

あらかじめ
設置できる排水設備
下水道が使用できない区
域で家屋の新築や改築を予
定している方は、「あらか
じめ設置」の申請書にお
きり記入してください。

地図



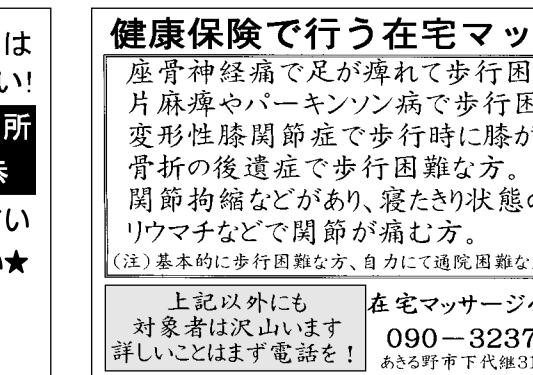
地図



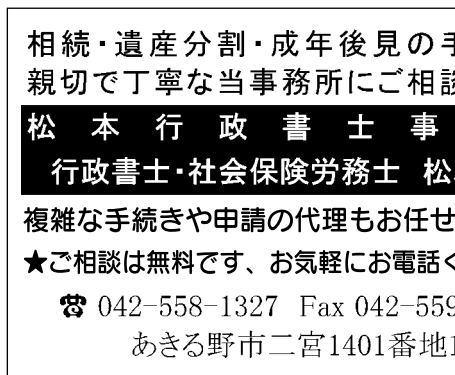
健康保険で行う在宅マッサージ
座骨神経痛で足が痺れて歩行困難な方。
片麻痺やパーキンソン病で歩行困難な方。
変形性膝関節症で歩行時に膝が痛い方。
骨折の後遺症で歩行困難な方。
関節拘縮などがあり、寝たきり状態の方。
リウマチなどで関節が痛む方。
(注)基本的に歩行困難な方、自力にて通院困難な方が対象です。

この制度は、将来、公共
下水道に接続するときに、
排水設備の基準(ます、管
の大きさなど)に合わせて
工事を行うものです。使用
できる区域となったときは、
この制度を利用して工事費
用が節減できます。制度を
利用する場合は、指定下水
道工事店にご相談ください。

地図



地図



相続・遺産分割・成年後見の手続きは
親切で丁寧な当事務所にご相談下さい!

松本行政書士事務所
行政書士・社会保険労務士 松本博恭

複雑な手続きや申請の代理もお任せください
★ご相談は無料です、お気軽にお電話ください★

☎ 042-558-1327 Fax 042-559-5414
あきる野市二宮1401番地1

健康保険で行う在宅マッサージ

座骨神経痛で足が痺れて歩行困難な方。
片麻痺やパーキンソン病で歩行困難な方。
変形性膝関節症で歩行時に膝が痛い方。
骨折の後遺症で歩行困難な方。
関節拘縮などがあり、寝たきり状態の方。
リウマチなどで関節が痛む方。
(注)基本的に歩行困難な方、自力にて通院困難な方が対象です。

上記以外にも
対象者は沢山います
詳しいことはまず電話を!

在宅マッサージ小野治療院
090-3237-3309
あきる野市下代312-1-A102

問合せ 下水道課業務係